

「寝屋川市地域防災計画」

～ 改訂の概要～

危機管理部 防災課

改訂の趣旨

地域防災計画の目的

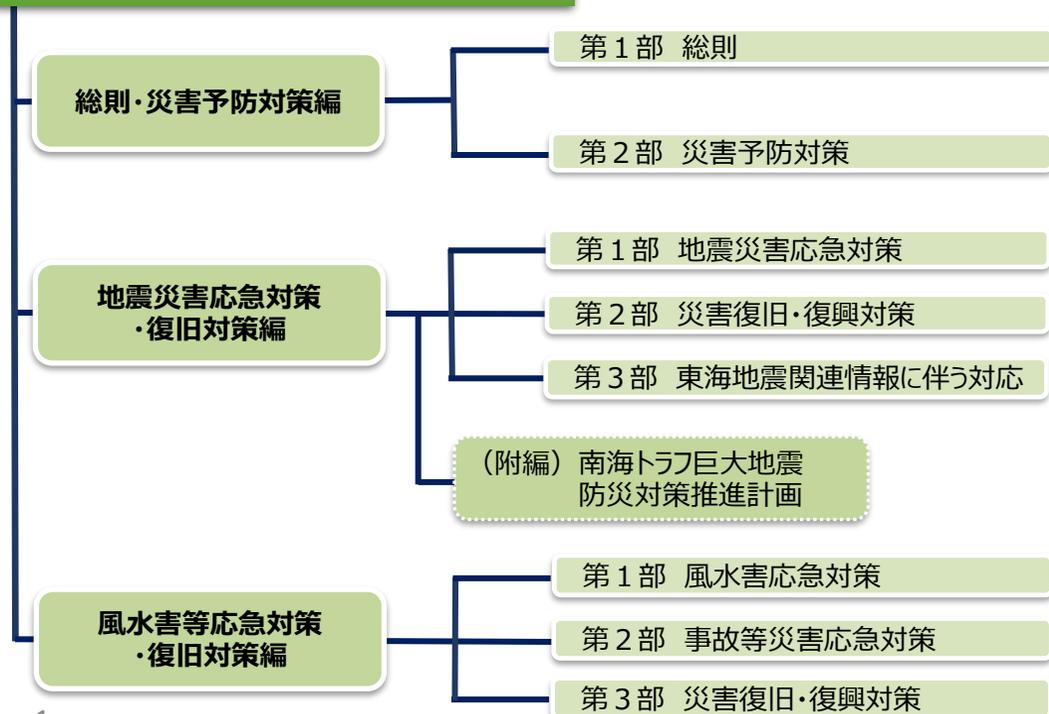
地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、**防災活動の総合的かつ効果的な実施**を図るための計画です。

災害対策基本法

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村**防災会議**は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村**地域防災計画を作成**し、及び毎年市町村地域防災計画に**検討を加え**、必要があると認めるときは、これを**修正**しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の**都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない**。

寝屋川市地域防災計画の体系



改訂の趣旨

近年の改訂実績

【平成30年3月】

- ・大阪府の南海トラフ巨大地震被害想定の見直しに伴う改訂
- ・避難確保計画作成促進など防災関連法令等の改正 等

【令和3年7月】

- ・中核市移行に伴う改訂
- ・避難情報変更など防災関連法令等の改正 等

R3.7改訂後の 主な動き

【令和4年6月】

国 防災基本計画改訂

【令和4年11月】

寝屋川市 「災害時の医療救護に関する協定」を改訂し、再締結

【令和4年12月】

大阪府 地域防災計画改訂

上位計画との整合を図り、計画内容を最新の状況に更新

寝屋川市の実情に合わせた実践的な計画とするため、**地域防災計画を改訂**

主な改訂内容

| 項目 | 主な改訂内容 | 計画書 ページ | 新旧対照表 No. |
|-------------------------------|-------------------------------|--|-----------------------------|
| 国防災基本計画及び 大阪府地域防災計画 の改訂 | 盛土による災害防止 | 予防-29 | 23 |
| | 消防団員による防災教育 | 予防-101 | 95 |
| | 指定福祉避難所 | 予防-105 | 97 |
| | 安否不明者の氏名公表 | 地震災害-13 地震災害-20 風水害等-50 風水害等-56 | 107 109 166 168 |
| その他 | 市災害医療センターの変更 | 予防-59~64 地震災害-44~47 風水害等-79~82 | 39~81 111~121 170~181 |
| | 危機管理監の廃止（「危機管理監」を「危機管理部長」へ変更） | | |

令和5年度 改訂スケジュール

令和5年9月29日

防災会議 開催



11月

市議会への説明



12月1日~1月6日

パブリック・コメント手続の実施



2月

パブコメ結果を防災会議委員へ報告



3月

計画決定・公表